4　処分の原因となった事実　長崎県内の建築物（１物件）について、有限会社スタジオ・ギャレッジ（長崎県知事登録第120003号）の開設者として、本件建築物の全体を建築士事務所として使用していたにもかかわらず、建築士事務所に係る平成20年３月７日付け一級建築士事務所登録申請書において、事務所の形態を単独事務所とせず住居兼用事務所（面積全体66㎡、うち住居42.4㎡、事務所23.6㎡）として、虚偽の事実に基づいて建築士法第23条第３項の規定による建築士事務所の更新の登録を受けた。

また、建築士事務所の開設者として、本件建築物（単独事務所）が建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第１項の規定により第一種低層住居専用地域に建築することができない建築物であることを認識しつつ、平成14年１月から平成24年10月まで本件建築物を建築士事務所として使用する不誠実な行為を行った。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 10 月 18 日

国土交通大臣　太田　昭宏

1　処分をした年月日　平成25年９月４日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　酒井　隆幸　一級建築士　第280791号
3　処分の内容　平成26年１月１日から業務停止１月
4　処分の原因となった事実　北海道内の建築物（１物件(建築確認：平成24年７月)）について、㈱沢井建築工房（北海道知事登録（石）第5350号）の業務に関し、中間検査手続きの代理者、かつ工事監理者として、同建築物に係る２階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事は建築基準法（昭和25年法律第201号）第７条の３第１項第１号に規定する特定工程であり、同法第７条の３第６項の規定により、２階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリート等で覆う工事は同法第７条の３第５項又は同法第７条の４第３項の規定による中間検査合格証の交付を受けた後でなければこれを施工してはならないにもかかわらず、中間検査合格証の交付を受けずに同工事が施工されることを容認した。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 10 月 18 日

国土交通大臣　太田　昭宏

1　処分をした年月日　平成25年９月４日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　佐藤　良一　一級建築士　第192523号
3　処分の内容　平成26年１月１日から業務停止１月
4　処分の原因となった事実　宮城県内の建築物（１物件(計画通知：平成21年４月)）について、一級建築士として、建築士法第23条の10第１項の規定に違反して、建築士事務所の登録を受けないで、他人の求めに応じ報酬を得て、設計を業として行った。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 10 月 18 日

国土交通大臣　太田　昭宏

1　処分をした年月日　平成25年９月４日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　江上　晴雄　一級建築士　第137155号
3　処分の内容　平成26年１月１日から業務停止１月
4　処分の原因となった事実　愛知県内の建築物（１物件(建築確認：平成21年９月)）について、株式会社三輪設計事務所(愛知県知事登録(い―19）第4746号）の業務に関し、設計者として、建築基準法（昭和25年法律第201号）第56条の２第１項の規定に適合しない不適切な設計（本件建築物は階数（地階を除く。)が３以上の建築物であり、同項の規定による名古屋市中高層建築物日影規制条例（昭和52年条例第58号）で指定する第一種低層住居専用地域内については、冬至日の真太陽時による午前８時から午後４時までの間において、平均地盤面から1.5mの高さの水平面において、敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲では２時間以上日影となる部分を生じさせてはならないにもかかわらず、また、同条例で指定する準住居地域内については、冬至日の真太陽時による午前８時から午後４時までの間において、平均地盤面から4.0mの高さの水平面において、敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲では2.5時間以上日影となる部分を生じさせてはならないにもかかわらず､これらの規制に適合しない設計）を行った。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 10 月 18 日

国土交通大臣　太田　昭宏

1　処分をした年月日　平成25年９月４日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　岡田　可成　一級建築士　第261806号
3　処分の内容　平成26年１月１日から業務停止１月
4　処分の原因となった事実　愛知県内の建築物（１物件(建築確認：平成21年９月)）について、株式会社三輪設計事務所(愛知県知事登録(い―19）第4746号）の業務に関し、設計者として、建築基準法（昭和25年法律第201号）第56条の２第１項の規定に適合しない不適切な設計（本件建築物は階数（地階を除く。)が３以上の建築物であり、同項の規定による名古屋市中高層建築物日影規制条例（昭和52年条例第58号）で指定する第一種低層住居専用地域内については、冬至日の真太陽時による午前８時から午後４時までの間において、平均地盤面から1.5mの高さの水平面において、敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲では２時間以上日影となる部分を生じさせてはならないにもかかわらず、また、同条例で指定する準住居地域内については、冬至日の真太陽時による午前８時から午後４時までの間において、平均地盤面から4.0mの高さの水平面において、敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲では2.5時間以上日影となる部分を生じさせてはならないにもかかわらず､これらの規制に適合しない設計）を行った。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 10 月 18 日

国土交通大臣　太田　昭宏

1　処分をした年月日　平成25年９月４日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　市川　隆夫　一級建築士　第201314号
3　処分の内容　平成26年１月１日から業務停止１月
4　処分の原因となった事実　三重県内の建築物（１物件（建築確認（変更）：平成21年７月））について、一級建築士として、建築士法第23条の10第１項の規定に違反して、建築士事務所の登録を受けないで、他人の求めに応じ報酬を得て、設計、工事監理の業務を業として行った。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 10 月 18 日

国土交通大臣　太田　昭宏

1　処分をした年月日　平成25年９月４日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　足利　寿信　一級建築士　第270795号
3　処分の内容　平成26年１月１日から業務停止１月
4　処分の原因となった事実　足利工務店一級建築士事務所（大阪府知事登録（ロ）第20775号、平成24年４月26日付け抹消）の開設者として、建築士事務所の業務を平成21年12月１日に廃止したにもかかわらず、建築士法第23条の７の規定により定められた業務廃止から30日以内に廃業届けを大阪府知事へ提出しなかった。